

労働基準監督業務の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

[過重労働防止対策アドバイザーの廃止]

| | | | |
|--------------|--------------|---|------------|
| <平成21年度> | <平成22年度> | > | <平成23年度～> |
| 47人 (19人) | 47人 (19人) | | 0人 (0人) |

改革効果

《削減数》

過重労働防止対策アドバイザー
▲ 47人

※ 括弧内は常勤換算人数

過重労働防止対策アドバイザーが担ってきた過重労働による健康障害防止に関する助言・指導等については、労働基準監督官が平成22年4月1日から施行された長時間労働の抑制を目的とした改正労働基準法についての周知や重点的な監督指導等を通じ、実施することとする。

2. モノ(余剰資産などの売却)

内訳等 なし

《売却見込額》

なし

3. カネ(財政支出の削減)

(委託費の推移)

| | | | |
|----------|----------|---|-----------|
| <平成21年度> | <平成22年度> | > | <平成23年度～> |
| 11.3億円 | 6.2億円 | | 4.0億円 |

見直しの内容

「過重労働による健康障害防止のための助言指導事業」を廃止し、委託費を削減(▲1.2億円)。
行政刷新会議の事業仕分けにおいて、本事業を含む「労働者の健康づくり対策支援業務」が事業の廃止と評価されたことを踏まえ、今後は、この事業における助言指導に代えて、労働基準監督官による監督指導等を通じ過重労働対策を実施することとする。

次の委託事業の縮減・廃止(計▲1.0億円)

- ・相談センター事業の縮減 ▲0.6億円
- ・新規起業事業場の労働条件整備のための助言指導事業の縮減 ▲0.1億円
- ・労働条件改善のための委託事業2事業の廃止 ▲0.3億円

《削減額》

▲ 2.2億円

4. 事務・事業の改革

I 労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底（平成22年度上半期に実施）

労働基準法等の基本的なルールを分かりやすく解説した事業主向け、労働者向けのパンフレット等を厚生労働省HPに掲載。労働者向けセミナーの実施に加え、文部科学省に協力を要請し、各学校から労働関係法規の講義の要請があった場合には、労働局から講師を派遣。

仕分け後

II 監督対象事業場の新たな把握手法の導入

- (1) 厚生労働省HPで法令違反事業場の情報をメールで受付（平成22年度第4四半期）
- (2) 労働者からの相談内容をシステム上集積（平成22年度第4四半期）。
- (3) 地方運輸局・入国管理局等からの通報に加え、平成22年度下半期から国等の発注に関し、低価格で落札した者について公表される情報を活用して問題事業場を把握。

III 新たな監督指導手法の導入（平成22年度試行実施、23年度全面实施）

- (1) 小規模な事業場に対し、丁寧な法令説明会の後に、個別指導する手法を積極的に展開。
- (2) 本省の指揮下、問題のある全国展開企業について全社的に改善させる手法を積極的に実施。

IV 法違反是正のための公表の在り方の検討

法違反は認められるが、送検しなかった事案の公表の在り方を検討。

V 労働基準監督業務における国民サービスの向上

- (1) 労働局がシステムを通じて、未処理となっている申告事案を把握し、監督署を指導することにより、迅速な処理を推進。（平成22年度第4四半期実施）。
- (2) 監督署の内部組織の名称を業務内容が分かりやすいものに変更。
- (3) 以下の取組により、労働基準監督官の質を向上。
 - ① 若手監督官について担当指導教官を定め、解決力を高めるとともに、ノウハウ伝承のため、第一線のベテラン監督官の参加を得て、若手監督官用の研修資料を作成。
 - ② 最先端ITに対応した捜査技術の研修を実施（平成22年度実施に向け警察機関と協議）。
 - ③ 事業場に臨検する監督指導業務の評価の在り方を検討（平成22年度中検討）。

VI 業務内容の変化の分析と今後の体制の検討

仕分け後

業務内容（質と量）の変化に見合った職員数となっているか、早急に分析し、今後の体制の検討に反映。

VII その他

仕分け後

時間外労働協定の適正化のための窓口指導等に加え、長時間労働の抑制に重点を置いた全国一斉の監督を実施（平成22年11月）するほか、特定独立行政法人が、非公務員化により新たに労働基準関係法令が適用されることになる際に、法令違反のないよう法人を所管する省庁・部局と連携して的確に指導。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(労働基準監督業務)

| 主な指摘事項 | 改革案の内容 |
|--|---|
| <p>1. 長時間労働については、もう一步踏み込んだ監督を行うべき。</p> | <p>1. 長時間労働の抑制のための監督</p> <p><仕分け後の改革案></p> <p>時間外労働協定の適正化のための窓口指導等に加え、長時間労働の抑制に重点を置いた全国一斉の監督を実施(平成22年11月)する。</p> |
| <p>2. 業務内容(質と量)の変化に見合った職員数となっているか、早急に分析し、今後の体制の検討に反映すべき。</p> | <p>2. 業務内容(質と量)の変化の分析</p> <p><仕分け後の改革案></p> <p>業務内容(質と量)の変化に見合った職員数となっているか、早急に分析し、今後の体制の検討に反映する。</p> |
| <p>3. 労働局の集約化が必要。他の行政機関との連携が必要。</p> | <p>3. 他の行政機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準監督については、監督署の監督計画の内容とその実施状況、送検や使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分の適切な執行についての指導や監視(監察)、署の管轄を超える広域事案の指揮等が欠かせない。これを行うためには、管内事情の詳細な把握、都府県を単位に置かれている地方検察庁や都道府県警本部との連携が確保されることが必要。 ○ 地方運輸局(自動車運転者関係)、入国管理局(外国人労働者関係)等からの通報に加え、国等の発注に関し低価格で落札した者について公表される情報を活用して労働条件上の問題を抱える事業場を把握する。 |

| 主な指摘事項 | 改革案の内容 |
|--|--|
| <p>4. 申告処理について繰越しなきようスピーディーな処理を行うべき。</p> | <div data-bbox="1048 168 1929 239" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 申告処理の迅速化</p> </div> <p>○ 労働局がシステムを通じて、未処理となっている申告事案を把握し、監督署を指導することにより、迅速な処理を推進。</p> <p>※ 繰越件数は、前年の要処理件数の概ね1か月半分であり、これらの多くは、年末近くに受理したものが繰越されたもの。</p> |
| <p>5. 改革案にある労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底を効果ある方法にて実施すべき。</p> <p>6. 文部科学省の協力を要請し、中学校・高等学校の教育要項の中に労働関連法規に関する授業や職場見学を入れるべき。</p> | <div data-bbox="1048 535 2011 606" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5.及び6. 労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底</p> </div> <p style="text-align: center;">＜仕分け後の改革案＞</p> <div data-bbox="1065 692 2005 949" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>労働基準法等の基本的なルールを分かりやすく解説した事業主向け、労働者向けのパンフレット等を厚生労働省HPに掲載。労働者向けセミナーの実施に加え、<u>文部科学省に協力を要請し、各学校から労働関係法規の講義の要請があった場合には、労働局から講師を派遣。</u></p> </div> |
| <p>7. 公務員型独立行政法人から、非公務員型独立行政法人に移行する「国立病院機構」等の監督・指導を的確に行うべき。</p> | <div data-bbox="1048 1082 2005 1153" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7. その他</p> </div> <p style="text-align: center;">＜仕分け後の改革案＞</p> <div data-bbox="1065 1213 1984 1349" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><u>特定独立行政法人が、非公務員化により新たに労働基準関係法令が適用されることになる際に、法令違反のないよう法人を所管する省庁・部局と連携して的確に指導。</u></p> </div> |

省内事業仕分けの際に提起された論点1

○ 全ての事業場を直接監督指導することは難しい中で、効果的、効率的な監督がなされているか。

○ 監督業務に従事する職員数の増加に伴い、監督業務量も増加。

職員数 : 平成元年 1,801人 → 平成21年 2,445人(35.5%増)
監督業務量: 平成元年 210,569人日 → 平成21年 295,061人日(40.1%増)

○ しかし、監督実施件数は減少。平成元年 189,396件 → 平成21年 146,860件(22.5%減)

○ その最大の要因は、優先的処理が必要な申告事案が増加し、その処理に手間がかかり、定期監督が減少したこと。

定期監督等が減少している要因

※詳細なバックデータは、次ページ。

(1) 優先的処理が必要な申告事案や未払賃金立替払件数等の増加 → 定期監督に投入できる業務量が減少。

① 申告事案の増加[申告受理件数: 平成元年 13,589件 → 平成21年 42,472件 (3.1倍)]

※ 申告事案の処理には、申告に基づく監督に加えて、事実関係の確認、使用者への賃金支払等の説得などに手間がかかる。申告事案1件の処理には、定期監督1件の処理の約3倍の業務量を要する。

② 未払賃金立替払件数の増加

「事実上の倒産」の認定、「未払賃金額」の確認のための調査件数
平成元年 3,670件 → 平成21年 21,123件 (5.8倍)

③ その他届出の審査等の増加

36協定、就業規則等の届出の審査の件数 平成元年約100万件 → 平成21年約180万件(1.8倍)

(2) 定期監督の質の変化(平成21年の監督1件当たりの業務量は、平成元年の1.2倍) → 監督件数が減少

○ 監督に手間がかかるサービス残業対策や名ばかり管理職対策などが増加

○ 法違反の内容がパターン化している建設現場などの監督が減少(平成元年 71,323件 → 平成21年 33,114件)

今後の対応 ~効率的・効果的に監督を行うために~

(1) 申告事案について、改革案Ⅴ(1)のとおりシステムを活用し、処理を迅速化。

(参考)平成22年1月から6月(対前年同期比) 申告事案:14.2%減(3,217件減) → これに伴い、監督件数:15.3%増(10,802件増)

(2) 改革案Ⅲのとおり新たな監督指導手法を導入し、監督を効率的に行うとともに、サービス残業対策や名ばかり管理職対策など手間がかかる監督も的確に実施。

| 表1 | 平成元年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 監督業務人員(監督署) | 1,801 | 1,882 | 1,978 | 2,122 | 2,415 | 2,445 |
| 平成元年対比 | 100.0 | 104.3 | 109.6 | 117.6 | 133.9 | 135.5 |

| 表2 | 平成元年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 業務の実績(人日) | 210,569 | 227,536 | 256,765 | 286,327 | 290,305 | 295,061 |
| 平成元年対比 | 100.0 | 108.1 | 121.9 | 136.0 | 137.9 | 140.1 |

| 業務別の内訳 | | 件数 | 業務量 (人日) | 件数 | 業務量 (人日) | 件数 | 業務量 (人日) | 件数 | 業務量 (人日) | 件数 | 業務量 (人日) | 件数 | 業務量 (人日) |
|----------------------|--------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 監督実施【注1】 | | 189,396 | 133,560 | 189,688 | 129,566 | 186,097 | 132,072 | 164,505 | 133,945 | 159,090 | 137,162 | 146,860 | 130,131 |
| うち定期監督等 | | 165,321 | 114,190 | 164,405 | 107,208 | 153,563 | 101,702 | 121,031 | 90,763 | 115,993 | 93,224 | 100,535 | 84,076 |
| 優先的な 処理を要する 業務 | 合計(①~③) | — | 64,634 | — | 84,395 | — | 118,971 | — | 157,206 | — | 161,958 | — | 179,127 |
| | ①申告関係の計 | — | 39,224 | — | 56,620 | — | 82,727 | — | 116,325 | — | 117,333 | — | 125,908 |
| | 申告処理【注2】 | 13,589 | 27,178 | 20,162 | 40,324 | 28,796 | 57,592 | 39,055 | 78,110 | 39,287 | 78,574 | 42,472 | 84,944 |
| | 申告監督【注3】 | 9,646 | 12,046 | 13,562 | 16,296 | 22,099 | 25,135 | 33,592 | 38,215 | 33,238 | 38,759 | 36,444 | 40,964 |
| | ②立替払関係の 調査計【注4】 | 3,670 | 2,972 | 7,083 | 5,935 | 15,913 | 14,317 | 19,931 | 19,440 | 17,177 | 16,806 | 21,123 | 20,401 |
| | ③届出審査等の計 | 1,019,713 | 22,438 | 1,088,042 | 21,840 | 1,288,501 | 21,927 | 1,367,158 | 21,441 | 1,807,948 | 27,819 | 1,870,635 | 32,818 |
| | 許可・認定調査【注5】 | 20,041 | 12,025 | 17,820 | 10,692 | 14,425 | 8,655 | 12,211 | 7,327 | 15,242 | 9,145 | 22,614 | 13,568 |
| 届出審査【注6】 | 999,672 | 10,413 | 1,070,222 | 11,148 | 1,274,076 | 13,272 | 1,354,947 | 14,114 | 1,792,706 | 18,674 | 1,848,021 | 19,250 | |
| 司法処分(送検) | 1,171 | 24,421 | 1,232 | 29,871 | 1,209 | 30,857 | 1,399 | 33,391 | 1,227 | 29,944 | 1,110 | 26,767 | |

【注1】「監督実施」の業務量には、庁内での書類分析や監督後のフォローアップの業務量は含んでいない。

【注2】申告監督以外の関係者からの事情聴取等の業務[平成20年度以降の全国30署の申告処理状況のサンプル調査によると申告処理1件当たり15.4回関係者と接触していたことから、申告1件当たり2.0人日で計算]

【注3】申告監督の件数及び業務量は、監督実施の件数及び業務量の内数。

【注4】未払賃金立替払制度の対象の「事実上の倒産」に該当する否かの認定調査と各労働者の未払賃金額の確認調査の合計[平成21年度10労働局のサンプル調査より認定調査1件5.1人日、確認調査1件0.4人日で計算]

【注5】最低賃金の減額許可、解雇予告除外認定、宿日直許可などの合計[平成21年度全国実績業務量から1件0.6人日で計算]

【注6】時間外・休日労働協定、就業規則、1年単位の変形労働時間制の労使協定等の届出の合計[平成20年度の東京労働局における実績より平均1件5分で計算]

| 表3 | 平成元年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 定期監督等の1件当たり業務量(人日)【注】 | 0.69 | 0.65 | 0.66 | 0.75 | 0.80 | 0.84 |

平成13年「サービス残業」対策指示

平成20年「名ばかり管理職」対策指示

省内事業仕分けの際に提起された論点2

○ 司法処分は適切に行われているか。悪質な事案は確実に送検されているか。

○ 法違反の是正を主眼とし、重大・悪質な事案を司法処分(送検)

○ 労働基準監督官は、立入権限等を活用した監督指導によって、是正が図られない等、重大・悪質な事案は司法処分(送検)を行うことによって、法違反の是正を促し、迅速に労働条件の確保を図ることが基本的使命。【➡刑事責任の追及を基本とする警察官とは異なる。】

司法処分件数の推移

【司法処分件数の減少の主な要因： 死亡災害の発生状況( 労働安全衛生法違反事件)】

| | 平成元年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 司法処分件数 | 1,171 | 1,232 | 1,209 | 1,399 | 1,227 | 1,110 |
| 労働安全衛生法違反事件 | 945 | 933 | 808 | 681 | 678 | 580 |
| (参考) 死亡災害件数 | 2,419 | 2,245 | 1,844 | 1,628 | 1,268 | 1,075 |
| 労働基準法違反事件 | 220 | 293 | 398 | 709 | 540 | 513 |

【うち悪質事案への対応】

| | 平成元年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 労災かくし事件(注1) | 19 | 86 | 79 | 132 | 148 | 102 |
| 割増賃金不払事件(注2) | 7 | 11 | 6 | 44 | 42 | 40 |

(注1) 労災かくし事件には、労働災害の未報告、虚偽報告の事件を計上。

(注2) サービス残業の事例で二重帳簿や虚偽の改善報告のものなどが含まれる。

【平成22年1月から6月】 司法処分件数: 622件(対前年同期比 4%増(24件増))

➡ 司法処分の確実な実施に向け、改革案V(3)②のとおり、最先端IT捜査技術の研修等により監督官の資質向上を図る。

労働基準監督業務概要

《基礎データ》

| | 職員(非常勤) | | 予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む。 | |
|-----|------------------|------------------|----------------------------------|----------------------|
| | 22年度 | 21年度 | 22年度 | 21年度 |
| 本省 | 23人 (0人) | 23人 (0人) | 10.0億円 (2.5億円) | 16.4億円 (2.5億円) |
| 労働局 | 444人 (54人) | 454人 (35人) | 43.2億円 (40.8億円) | 43.5億円 (40.9億円) |
| 監督署 | 2,474人 (207人) | 2,445人 (150人) | 229.1億円 (223.5億円) | 223.7億円 (218.2億円) |

注)他の業務を兼務している職員については、業務割合に応じ按分して計上

《主な事務・事業》

| 事務・事業 | 人員 | 予算(うち人件費) |
|----------|---------------------|----------------------|
| 労働基準監督業務 | 2,941人 (非常勤261人) | 276.1億円 (266.8億円) |
| 委託事業 | — | 6.2億円 |
| システム関連 | — | 39.0億円 |

注)・上記予算額には、労働基準監督業務に係る常勤職員・非常勤職員の人件費及び事業費を計上しており、庁舎の借料や光熱水料等の経費は計上していない。

・システムは、「安全衛生指導業務」と共通。

《組織図》

